

長野県環境審議会議事録

日 時：令和3年6月1日（火）

午後2時30分から午後4時11分まで

場 所：長野県庁本館 特別会議室

出席委員

伊藤祐三委員、打越綾子委員、梅崎健夫委員、大島明美委員、
太田信子委員、大和田順子委員、加々美貴代委員、北島直樹委員、
小林泰委員、手塚優子委員、林和弘委員、福江佑子委員、
宮下克彦委員、宮原則子委員、山岸隆宏特別委員代理、
畑茂樹特別委員、今井清隆特別委員代理、堀内洋特別委員

以上 18 名

長野県環境審議会議事録

日 時 令和3年6月1日（火）
午後2時30分～4時11分
場 所 長野県庁本館 特別会議室

司会	<p>定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第1回長野県環境審議会を開会いたします。私は本日の司会を務めます、環境政策課企画幹の水野と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の審議会開催にあたりましては、現在の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、多くの皆様にWEBでの参加をお願いしております。</p> <p>また、県庁にご出席いただいた皆様にはマスクの着用等をお願いしております。</p> <p>いずれの皆様にもご協力をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、猿田環境部長よりあいさつを申し上げます。</p>
猿田環境部長	<p>長野県環境部長の猿田と申します。</p> <p>本日は、令和3年度第1回長野県環境審議会の開催をお願いしましたところ、委員の皆様には、ご多用の中、ご出席いただき、大変ありがとうございます。</p> <p>今回、本審議会の委員改選にあたりましては、多くの皆様に引き続き委員をお引き受けいただくとともに、新たに、長野県市長会から伊藤駒ヶ根市長、長野県町村会から下平豊丘村長をお迎えしました。特別委員の方々を含め、委員就任に心から御礼申し上げます。</p> <p>さて、本長野県環境審議会は、27年前の平成6年8月に公害対策審議会を改組する形で設置され、平成11年には水環境保全審議会及び自然環境保全審議会を統合して、長野県内における環境の保全に関する基本的事項等の調査審議を担っていただいております。廃棄物対策、水環境、自然環境の保全、鳥獣保護、さらには地球温暖化対策など、その範囲は多岐に亘ります。</p> <p>このうち、地球温暖化に関しましては、長野県ゼロカーボン戦略について、本日答申案をご審議いただきますが、地球規模で進行する温暖化をくい止めようと、現在、世界各国、国内外の自治体、企業、団体、さらには個人が様々な取組を開始しているところです。</p> <p>地球環境のみならず生活環境、自然環境、それら良好な環境があって初めて、持続可能な社会・経済の発展が可能となる、この基本</p>

	<p>認識のもと長野県としても取り組んでまいりますので、委員各位におかれましては、幅広い視点、専門的な知見から、ご審議・ご意見をいただくとともに、環境の保全・向上への取組に、ご支援をよろしく願います。</p> <p>以上、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。 どうぞ、よろしく願います。</p> <p>本日は、委員改選後初めての審議会でございますので、委員の皆様を、名簿順にご紹介申し上げます。</p> <p>(自己紹介)</p> <p>本日都合により、下平 喜隆委員からご欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。</p> <p>続いて本日の会議資料の確認をお願いいたします。 事前にお届けしました資料は、次第、出欠名簿、会場図、説明資料として別紙「長野県環境審議会の概要について」と本日の審議事項等になります資料1から資料5です。 また、机上配布またはメールによりお配りしたものが、審議事項イとウの諮問文の写しと資料2及び3の差替えでございます。 資料につきまして、不足はございませんでしょうか。</p>
司会	<p>それでは、本日は皆様に委員を委嘱させていただいてから初めての審議会でございますので、環境審議会の概要を真関環境政策課長からご説明申し上げます。</p>
真関環境政策課長	<p>それでは別紙に基づきまして、長野県環境審議会の概要につきましてご説明申し上げます。</p> <p>「1 設置目的」でございます。長野県環境基本条例第25条の規定により、長野県内における環境の保全に関する基本的事項等を調査・審議するため、学識経験者等で構成される審議会を設置しています。</p> <p>「2 委員」でございますが、委員は学識経験者等のうちから知事が任命することとされておりまして、15名の委員の皆様を委嘱しております。任期は2年間で今回の皆様の任期は、令和5年3月31日までとなっております。また、特別委員としまして、国の機関の4名の皆様をお願いしております。</p> <p>「3 審議のしくみ」でございますが、環境の保全に関する基本計画等の策定を行う場合に根拠条例等に基づき、県が環境</p>

<p>司会</p>	<p>審議会に諮問をし、調査・審議をしていただき、審議結果を長野県に答申していただくこととなります。</p> <p>なお、専門的な検討をする必要があると認められる場合は、専門委員会を設置し、調査・検討を行い、その検討結果を本審議会に報告していただくこととなります。</p> <p>2ページ以降に長野県環境基本条例及び長野県環境審議会運営要綱を添付しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>本日の審議会は、委員数19名に対しまして、出席者18名で過半数のご出席をいただいておりますので、「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、会長の選出をお願いしたいと思っております。</p> <p>会長の選出につきましては、「長野県環境基本条例」第28条第1項の規定により、委員の互選によることとなっております。</p> <p>いかがいたしましょうか。</p>
<p>北島委員</p>	<p>JA長野中央会の北島です。</p> <p>私は信州大学教授の梅崎健夫委員を会長に推薦させていただきます。</p> <p>梅崎委員におかれましては、前期の2年間、会長として当審議会の運営にご尽力いただいております。</p> <p>長野県環境影響評価技術委員会の委員として平成15年から現在まで長きにわたり委員を務められ、本県の様々な開発行為が環境に与える影響の審議に携わっておられます。本県の環境保全の現状や課題について広く承知されていると思われまます。</p> <p>こうした功績を踏まえ、当審議会の会長として引き続き、是非ともご就任をいただきたいと思ひまして、推薦いたします。</p>
<p>司会</p>	<p>ただいま梅崎健夫委員の推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。</p>
<p>小林委員</p>	<p>賛成いたします。</p> <p>(異議なし)</p>

司会	<p>ありがとうございます。 梅崎健夫委員に会長をお願いしたいと思います。 それでは、梅崎会長にごあいさつをお願いいたします。</p>
梅崎会長	<p>ただいま、ご推薦いただき、会長に選任されました梅崎健夫でございます。 前期に引き続き、委員各位の御協力をいただき、長野県環境審議会会長の務めを果たしてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。 さて、今日の環境問題では、地球温暖化に伴う気候変動、生物多様性の危機、水・大気環境の保全や廃棄物による環境負荷など、多くの難題を抱えています。 これらの問題に対して、様々な角度から総合的に、そして深く掘り下げて審議し、よりよい環境の保全、向上に繋がるように努めてまいります。 また、本日はゼロカーボン戦略の策定に係る答申や計画策定の諮問が予定されていますとおり、本年度も多岐にわたる分野の審議が必要となる重要な年となります。 委員の皆様には是非、積極的にご発言いただき、審議を深めていただきたいと存じます。 最後に、委員の皆様におかれましては、当審議会の運営に格別の御協力をいただくことを重ねてお願い申し上げ、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。</p>
司会	<p>ありがとうございました。 続きまして、今期の会長代理の指名をお願いいたします。 「長野県環境基本条例」第 28 条第 3 項の規定により、会長代理は会長が指名することとなっていますので、会長より指名をお願いいたします。</p>
梅崎会長	<p>それでは、長野県環境審議会の委員として長年務めていただいております、福江 佑子委員に会長代理をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。</p>
司会	<p>ありがとうございます。 それでは、これから審議をお願いいたします。議長につきましては、「長野県環境基本条例」第 30 条第 1 項の規定により会長が務めることとなっておりますので、梅崎会長に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
梅崎会長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご</p>

協力をお願いいたします。

早速、審議に移りたいと思います。

1件目は審議事項ア「長野県ゼロカーボン戦略の策定について」でございます。

昨年度3月の第5回審議会での中間報告後、パブリックコメントの実施、「地球温暖化対策専門委員会」での議論を経て、答申案が示されているものでございます。

本日は、地球温暖化対策専門委員会の小林委員長にご出席いただいております。まずは委員長からご報告をいただき、その後幹事から説明いただくこととしたいと思います。それではお願いいたします。

小林委員長

梅崎会長、ありがとうございます。

専門委員会委員長の小林でございます。

諮問をいただいております長野県ゼロカーボン戦略の策定について、これまでも環境審議会に中間報告をし、ご指摘もいただいて、それを踏まえ議論をしてきております。

いよいよ最終的な答申案としてのご報告をさせていただきます。

資料の1-1を御覧いただきたいと思います。1番目が趣旨、2番が策定根拠ですが、今、会長からもお話ございましたように、この長野県ゼロカーボン戦略、2050年度ゼロカーボンの実現に向けまして、2021年度から2030年度の10年間の実行計画を定めるものでございます。

策定根拠にございますように、地球温暖化対策推進法の実行計画であり、新たに気候変動適応法の適応計画にもなります。

そして長野県の地球温暖化対策条例の推進計画でもあります。

また、途中で県議会のリーダーシップによりまして、脱炭素社会づくり条例ができましたので、この行動計画の性格も併せ持つものでございます。

3の検討経過ですが、委員には、この分野の全国的な第一人者の方々に参画いただいておりますし、同時に長野県の事情に大変明るい委員にも加わっていただいております。幅広い角度からの検討ができたかと思っております。

令和元年5月に諮問を受けまして、8月にまず長野県内の再生可能エネルギーの現場ですとか、あるいは、特に断熱性能の優れた建築、長野県では大変先進的な取組をされていますが、これに取り組んでおられる企業の現地視察もして検討を開始いたしました。

その後、新型コロナウイルスの影響でオンラインでの開催が続いてまいりましたが、梅崎会長、猿田環境部長からも冒頭にござい

ましたように、地球温暖化対策については内外で大きな取組の前進がございましたので、これを随時取り込む形で検討を進めてきております。

4をご覧いただきたいと思いますが、この計画は策定のプロセスも計画の重要な要素だという考え方で取り組んでおりまして、県民あるいは県内のステークホルダーの方々とビジョンやアイデアを共有する、あるいは意見を伺いながら、審議するという方針で進んでおります。

県当局が大変多くの地域セミナーや勉強会を計画いただきまして、専門委員の多くが、これにそれぞれ参加し、ご説明の機会を得たり、皆様のご意見を伺う機会を得ました。これは大変特徴的で、有意義だったと考えております。

私自身も信州大学の学生に講義をし、やりとりをして、大変有意義な機会を得ました。

主な内容につきましては、この後県からご説明いただきますので、5のところに示しているポイントだけのご説明でお許しいただきたいと思っております。

まず1のところ、県民総参加の取組に向けてとしておりますが、一つ目の点は基本目標に関わるところでありまして、経済成長と環境を両立していくのは当然でございますが、それを社会変革にも結びつけていく、SDGsが言っているような環境・経済・社会を総合していくと、そう位置づけていこうということが共通認識でございます。

そして、産業・交通・再エネ、この大きな変革を目指す、それから県民の行動にも繋げていくということで、やらなければいけない課題が多いわけではありますが、ぜひ前向きな発想で取り組んでいこうというような、そんな議論もいたしました。

下から二つ目の点にあります、特に若者、将来世代を担っていく彼らが主役となるような、そんな活動の場を設けていくという話がございます。

県当局は、知事のリーダーシップのもとで積極的に取り組んでおられますが、これからは市町村も率先的な行動を引き出していこうということが多くの委員から指摘がございました。

それから削減目標、これについてもかなり時間をかけて議論いたしまして、後で出てまいります、2030年に60%削減するという大変意欲的な案になっているところであります。

これについては多くの委員の方から、世界の相場から見ても妥当だというようなご意見、やはり高い目標を掲げて野心的に進んでこそ前進できる、ただ県民との共有が大事だというようなお話がありました。

最終的には2050年ゼロカーボンを目指してまいりますので、そこ

を見越して、その途中経過だということで、6割を超えるぐらいの気概でいくべきというような意欲的なご発言もあったところであります。

そして政策のところは、これはあらゆる政策を動員していくということで、様々な観点がありました。

全部はご紹介しきれませんが、特に再生可能エネルギーにどう切り替えていくかということがポイントで、長野県の場合はやはり太陽光発電、建物の屋根を全て使うとか、それから農業とのよい連携、ソーラーシェアリング、その重要性についても指摘がございました。

県の施設、学校などが断熱改修、これも長野県の大きな持ち味で、非常に全国でもリーダー的な役割を果たしておりますので、これをさらに進めていきたいという話が強調されました。

それから気候危機突破プロジェクト、2050年に向けてのゼロカーボンを目指す長期戦略でございますが、これ県で既に持っておられます。この大きな「まちづくり」、この中に対策を組み込んでいく、それによって交通、それから建築物、あるいは適用という意味で防災の観点も含めて、大きな戦略の中に入ってくるのが重要だという話がございました。

最後に今県当局は非常に部局横断で取り組んでいただいておりますので、これが高い評価を得ております。

計画を作り、実施していく段階で、ますますそれが重要であるということが、委員から強く指摘されたところでございます。

短い説明ではございますが、以上でございます。

どうぞ今日はご審議をよろしくお願い申し上げます。

梅崎会長

小林委員長、ありがとうございます。

引き続き幹事から詳細の説明をお願いいたします。

真関環境政策課長

環境政策課長の真関でございますが、私の方から資料についてご説明申し上げます。

資料が多岐に亘っているため、概略を申し上げます。

資料1-2でございますが、第5回環境審議会のご意見への対応でございます。

資料1-3及び別紙は4月に実施した意見募集の結果です。

これらを踏まえて、資料1-4のポイントでご説明申し上げます。

この中で先ほど小林委員長から言及がありました温室効果ガス総排出量の2030年削減目標の見直しについて、ご説明申し上げます。

資料1-5以下は答申の本編となります。

それではまず資料 1－2に基づきまして、第 5 回審議会のご意見への対応について、ご説明申し上げます。

1 ページでございますが、戦略の本編の関係でございます。

小林委員から 4 点について、ご質問・ご意見をいただいております。

プラスチック対策と CO2 削減との結びつきの具体化につきましては、記載の該当箇所に CO2 削減につながるプラスチック製品からの転換を記載いたしました。

また、森林整備の間伐面積や素材生産量の目標値等の記載につきまして、現行目標値が 2022 年度までということもあり、将来の目標値設定には別表への記載を検討させていただきたいと思っております。

2 ページになります。

農業において発生するメタンや一酸化二窒素等の記載につきましては、該当箇所に追記いたしました。

また、ハイドロフルオロカーボン類等、CO2 以外の温室効果ガス対策の不足につきましては、関係法律の適正執行などにより排出抑制に努めてまいります。

また、林委員からは CO2 吸収固定を目的とした事業の明示をするなど CO2 吸収固定を強調することについて、ご意見を頂戴しました。該当箇所に記載するとともに、CO2 吸収固定の明示につきましては森林税の見直しの中で検討してまいります。

宮原委員からはゼロカーボンの学びに関しまして、地球温暖化防止活動推進員の皆様の活用についてご意見を頂戴いたしました。皆様の積極的な関わりを期待するとともに、県といたしても積極的な周知などに努めてまいります。

3 ページでございますが、手塚委員からゼロカーボン実現県民会議での意見反映の仕組みについてご意見をいただきました。ご意見を踏まえまして施策の検討を進めてまいります。

大和田委員からはエシカル消費の効果が分かる数値目標についてのご意見をいただきました。これは長野県世論調査協会の調査中、「環境に配慮した暮らしを実行している人の割合」を指標としてまいります。

打越委員からは、長野県が脱炭素に取り組む意義についてご意見を頂戴いたしました。これは本編冒頭に「はじめに」という部分を付け加えまして、長野県が取り組む意義を記載いたしました。

3 ページ中段、適応に関してでございます。梅崎会長から自然災害に対する防災・減災の扱いについてのご意見を頂戴しました。

これは今回の戦略が、気候変動適応法に基づく適応計画という位置づけになったことを踏まえまして、資料 1－6 の概要版・詳細版に防災・減災に関する適応策を記載いたしました。また、先に行

われました「信州防災『逃げ遅れゼロ』宣言」に加えまして、最近行われまして「治水ONE NAGANO宣言」についても記載を加えております。

続いて、ゼロカーボンBOOKの関係になります。

宮原委員からはマイカーによるCO2排出量寄与の大きさの伝え方についてのご意見を頂戴しました。これはゼロカーボンBOOK県民編としてまとめました資料1-6別冊2の中のグラフに内訳を記載しております。

最後、4ページになります。

大和田委員からゼロカーボンBOOKと環境白書のSDGsアイコンの整合についてご意見を頂戴しました。これについては整合を図ったところがございます。

また、梅崎会長からBOOKを利用した出前講座の実施についてご意見をいただきました。これは実施をしてみたいと考えております。

農業で排出される温室効果ガスにつきましては、太田委員からは牛肉の絵の記載について検討の必要性、また、北島委員から畜産振興観点から牛のメタンガスに焦点を当てることについてのご意見をいただきました。

これに関しまして、記載内容を見直すとともに、フードマイレージについて趣旨の記載をいたしました。

県の率先実行につきましては、宮原委員から市町村の追加についてのご意見をいただきました。

これは、県の取組例を示しながら市町村にも働きかけてみたいと考えております。

審議会でのご意見への対応については以上となります。

続きまして、資料1-3になります。

先ほど申し上げた審議会意見を反映した内容で4月の1か月間、意見照会を行いました。

市町村から1件、パブリックコメントとして61者から合計180件のご意見を頂戴しました。

中段に内訳として書いてございますが、全般26件、目標46件、再エネ35件など、非常に多くのご意見をいただきました。資料1-3に収まらないご意見については別紙として編冊をしてございます。

全て触れる時間もございませんので、概略を申し上げます。

まず、全般的な部分でございますが、質量とも内容が充実、必要な要素が網羅され、前向き・チャレンジングな内容で評価するというご意見をいただきました。

ただ、地球温暖化の状況に関する記載の明確化等についてご意見をいただき、必要な修正を加えています。

続いて目標でございます。12～30Pでございますが、日本をリードする野心的な削減目標を掲げてほしいというご意見を多数いただきました。

また、修正点としては2030年までの行動計画であることについて、新たに副題を設けて明確化してほしいという意見をいただき、副題を新たに設けています。

交通部門に関しましては31～36Pでございますが、EV・FCV普及の環境整備の促進、環境配慮の都市づくり・持続可能な中山間地の実現についてのご意見をいただいております。交通に関しましては、気候危機突破プロジェクトなど今後の取組で参考とさせていただきますこととしています。

続いて、建物につきましてはZEHやZEBの普及に向けた規制や補助制度の充実、家庭部門につきましては省エネ性能の高い機器設置への誘導、また、産業部門につきましては中小企業の省エネ対策への支援の充実等をご意見としていただきました。

産業部門につきましては、事業者の温室効果ガス排出削減の取組の評価に、中小企業向けとして設けられておりますRE Actionを追加しております。

再エネでございます。屋根ソーラーに加えソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）の推進の必要性、また、ゼロカーボンに向けた移行期におけるガス事業者の役割の重要性について、ご意見をいただきました。

新しい言葉といたしましては、エネルギー分野間の融通を表しますセクターカップリングについての追記のご意見をいただきました。

続いて、吸収・適応の部分でございます。林業振興などに資する施策展開の期待のご意見をいただきました。これにつきましては、適応策、基本的考え方等を新たに追記させていただきました。

こういったご意見への対応案はこの表に記載のとおりです。全体を通じていただいた用語や表現などのご指摘は必要に応じ修正いたしました。

意見募集の結果については以上でございます。

意見募集結果を反映した内容につきまして、資料1～4のポイントの資料でご説明申し上げます。

前回の審議会からの変更箇所でございますが、先ほど冒頭で申し上げた数値目標でございますが、温室効果ガス総排出量の2030年削減目標について見直しをいたしました。

これは最近の世界、また日本における菅首相の46%削減目標の表明、また、今回パブリックコメントの意見としまして、長野県に、国内のみならず、世界のけん引役を期待するという多くのご意見を頂戴いたしました。

このため、IPCCの目標と整合するこれまでの2030年削減目標▲48%を、さらに野心的な追加的努力を加味いたしまして、▲60%に上げたものでございます。なお、「追加的努力」でございますが、家庭・業務・産業各部門で低炭素電力への切り替えを進めることが必要と考えております。

先ほど小林委員長からのご説明にもございましたとおり、先に開かれました専門委員会におきましては、この目標の引き上げに対し、「意欲的な目標設定であり評価する」、「目標が高いか低いかではなく、高い目標を掲げて気候変動リスクに対応していく長野県の意味を県民と共有することが必要だ」というご意見を頂戴しました。

また、▲60%達成に向けて、産業・業務部門での再エネ電気へのスイッチング、太陽光の徹底普及、また、県・市町村の公共施設における断熱改修の促進といったものを前倒し、あるいは規模を拡大して進めていくことの必要性について言及がされました。

これらを踏まえまして、答申案としてまとめさせていただいたものが、資料1-6本編、別冊1として気候変動の影響と適応策の概要版・詳細版、別冊2として信州ゼロカーボンBOOKの県民の皆様向けのもの、同じく別冊3として事業者の皆様向けのもの、また、別冊4として第6次長野県職員率先実行計画をお付けしています。

この職員率先実行計画につきましては戦略(案)の削減目標に連動し、2030年削減目標を2010年度比60%以上に修正しています。

説明は以上となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

梅崎会長

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。

大和田委員から手が挙がっています、どうぞ。

大和田委員

はい、大和田でございます。

大変力強いというか、おそらくこの制作過程においてもですね、多くの県民の方々が参加されて作られたものであると思いますし、日本国内でも最先端のですね、取り組み、計画であると思っております。

一つお聞きしたいのですが、長野県ゼロカーボン戦略案、資料1-6の65ページ、農林漁業の現場で森林による吸収はかなり出ています。この農業生産現場において、農林水産省が緑の食糧システム戦略を5月に発表されています。その中で有機農業の面積を2050年までに農場の25%にすると、その理由としては、もちろん農薬を減らしていくということですね。これが入ってくると思い

	<p>ますが、この CO2 削減にもですね、大きなチャレンジになっていくのだと考えています。</p> <p>65 ページの営農活動によるという〇の2つ目に、有機農業をはじめとする環境に優しい農業の取り組みを促進しますとありますが、これ具体的な目標数値がどこかに多分出ているんだと思いますが、農林水産省のものはEUの政策を反映して日本でも作ったとお聞きしていますが、それが長野県にはここにどのように反映されて、どのような数値目標掲げられているのか、前回とはまた違った観点からのご質問で恐縮ですが教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>今、大和田委員から農業に関する数値目標ですとか、国との施策の連動についてご意見をいただきました。</p> <p>まず数値目標でございますが、この戦略の中で、特にこの農業に関しての細かな目標というのは設けておりません。</p> <p>しかしながら、このリード文でございますとおり、また、先ほどご説明申し上げましたとおり、農業における二酸化炭素ですとか、メタン、一酸化二窒素等の削減については、取り組まなければならないという認識でおります。</p> <p>県としては、今年度の予算の中で農業の試験場におきまして、土壌に炭素を貯留するというような試験的な実験も始めております。こうした取組を始めといたしまして、今後土壌からの温室効果ガスを低減させるような取組を県の農政部中心になりますが、進めていく形になるかと考えております。</p> <p>また国の方でも、様々な CO2 排出削減に関しては動きがございますので、そうした点も注視しながら進めていくというように考えております。</p>
真関環境政策課長	
大和田委員	<p>補足しますとエシカル消費に力を入れていらっしゃると思うんですが、エシカル消費の中でオーガニックはかなり重要なポイントを占めてくると思うので、そんな観点からも消費者に伝わりやすい項目なので、ぜひ今後ともですね、積極的に取り組んでいただければと思います。ありがとうございました。</p>
梅崎会長	<p>続きまして、宮原委員から発言の希望がございます、どうぞ。</p>
宮原委員	<p>はい、お願いいたします。</p> <p>たくさんのパブリックコメントが寄せられていることに大変驚きましたし、長野県ゼロカーボン戦略に頑張ってくださいって他県からのエールが送られていまして、私も地球温暖化防止活動推進委員の1人として、本当にこのコメントを読んでいて、何と</p>

かこの達成に向けて頑張っていかなければという思いを強くさせられたところです。

なんといっても県民が行動するという、そのことにかかっているというふうに私は思っておりまして、行動を促すような具体的な提案がもっとなされてもいいんじゃないかなと思いました。

具体的にはですね、資料1—5の概要版のところに、(1)徹底的な省エネルギーの推進の②の家庭部門、一番上のところに、家庭の省エネサポート制度により、省エネのライフスタイルの定着という項目がありまして、これは前回の会議資料の中でも詳しく説明されているのですが、我が家もLPGの需要家でして、LPGの供給を受けているのですけれども、実はLPガスの場合、供給してくれる事業者の方と会うことは、ほとんどありません。

と言いますのは、供給を受けているLPガス会社は家庭の省エネサポート事業者ですが、ガスは集中管理システムで管理されており、終わるといつの間にか充填してくれますし、配送も共同配送会社が配送しているので、供給事業者の方に会うことがなく、省エネについての説明を受けたことは今までないというような状況です。電気事業者さん、都市ガス会社さん、LPGの事業者さん、それから電機の販売店さんが、家庭の省エネサポート制度の事業者さんになっているということをお聞きしたんですけれども、制度の開始以降、それ以外他の業種の事業者さんが参加されたのかどうかお聞きしたいと思います。

このように申しますのも、今回、車に関してエコドライブに努めるなどガソリンの消費をもっと減らしていかなければならないと思います。車のディーラーだけでなく、中古車販売店の営業マンの方など、販売店の皆さんにも担っていただいて、エコドライブの手法を説明したり、そこから発展して、家電製品の省エネのことまで伝えていただくというように、この家庭の省エネサポート制度が、非常に期待を持って一番上に書かれていると思うので、もっと事業者の範囲を広げたらいかがかかと、この前のときは気がつかなくて、今回思いました。それが一つです。

それから2つ目ですね、家庭部門のところに既存住宅は全て省エネ基準に改修とありまして、信州ゼロカーボンBOOKの県民編のところに、前回と違って、すごくわかりやすく書きかえられているのですが、例えば6ページの家の断熱のことが書いてあるところに、家のリフォームはまず窓から！と書かれています。

私は1消費者として日頃思うことが、リフォーム工事の会社の方のチラシや新聞の広告チラシを目にするのですが、お風呂の取り替えの値段とか、それからシステムキッチンの値段とかは書かれているのですが、窓ガラスに関して、ペアガラスがいくらでとか、二重サッシにするといくらでとか、そういった価格の表示をほ

とんど見たことがありません。

ここも家の断熱を進めていく上で、私たち消費者は一体いくらぐらいかかるのかなというところが一番の不安なところなんです。なので、一番取り組みやすい窓、それも皆が、家族が集まるような部屋、1部屋だけでもいいから始めるというところで、掃き出し窓をペアガラスにすると一般的には、いくらからいくらぐらいかというように提示をしていただくことで、すごく改修する意欲がそそられるんじゃないかなというふうに思いました。

そういうような形に値段まで提示していただきたい。その他にも大きな改修工事として、床下断熱とか、壁の断熱工事には例えば100万ぐらいかかりますよとか、そういったようなことまで触れていただけると、しつこくなりますが意欲がそそられるんじゃないかと思いました。

最後なんですけれども、私たち地球温暖化防止活動推進員有志で省エネガイドブックというのを作ってしまして、地球温暖化防止活動推進センターのホームページを見ますと、省エネの手法であるとか、太陽光発電所を作ったという体験談、それからハイブリッド車に買い換えたらこんなに効果があったというところまで書いてあります。

この省エネガイドブックの存在を「詳しくは省エネガイドブックを参考に」ということで、この別冊2 信州ゼロカーボンBOOK 県民編で紹介していただき、県センターのURLなどに載せていただけたらなと思います。

そして、私達推進員有志は現在、2年目の夏になるんですが、夏版を新しく作り変えようと思っています。我々の会議では、この信州ゼロカーボンBOOK 県民編は素晴らしいとみんな申ししております。私達が講座などに行き話すときも、これは説明する上でとてもわかりやすいので使わせていただきたいとも申ししております。この信州ゼロカーボンBOOKとリンクできる内容のものを作りたいと思っていますので、是非省エネガイドブックの紹介も載せていただけたらと思いました。

以上です。お願い致します。

梅崎会長

いくつかご指摘をいただきましたが、お答えいただけるでしょうか。

柳原ゼロカーボン推進室長

ゼロカーボン推進室の室長の柳原です。

ご質問や意見ありがとうございました。お答えできる範囲でお答えさせていただきたいと思っております。

まず一点目の家庭の省エネサポート制度でございますけれども、制度創設以来、元々エネルギー供給事業者という観点で、サポ

ート制度を作りました。そこに、まちの電気屋さんの皆さんも入って、何度か更新を迎えるにあたって店自体が廃業されて退会されているというような状況もありますが、当初よりは数は増えています。

昨今コロナの状況でなかなか直接家庭の方には、フェイストゥーフェイスでそういうアドバイスができない状況で、チラシ等による普及をやっていただいています。

ご提案の車のディーラーの関係は、ご意見として承らせていただいて、家庭の部門がいいのかあるいは交通部門でも、これからいろいろと普及のポイントがありますので、そういうところに特化して取り組んでいただくのかについては、施策を検討する際の参考にさせていただきたいと思います。

2点目の窓のリフォームの関係はまさにおっしゃるとおりです。値段の比較を載せる、載せないかはちょっといろいろなデータがございますので、厳選させていただきたいと思います。

あるいは、推進員さんたちがお作りになっているガイドブック等とも連携しながら、県で作るガイドブック、推進員さん達で作るガイドブックで役割分担を決めながら作っていくということで、また相談させていただきたいと思います。それが3点目のご質問にもお答えする形だと思えます。これからも連携しながらやっていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

宮原委員

一つ付け足しなのですが、先ほどの省エネサポート事業者のところに電気の販売店だけじゃなくて、一般の消費者が数多く足を運ぶ家電量販店の方にも、是非事業者として講習を受けていただくような働きかけをお願いできればと思います。家電製品を買う時には量販店に行かれる方が多いと思うので、そこもご検討いただければと思います。

梅崎会長

次に手塚委員、どうぞ。

手塚委員

消費者の立場で参加させていただいているので、何度もゼロカーボンの実現県民会議について質問して大変申し訳ないんですけども、私も先ほどの宮原委員と同様にパブコメを読ませていただくと、本当に県民、それから県外の皆さんからも本当に期待されているということが大変わかりまして、長野県の本気度がみんなに伝わっているのかなというところを感じました。

それで、県民だとか職員も同じなんですけれども、本気度、せっかく皆さんが作り上げてくださったこの本気度を、どう広報で徹底していくかっていうところがとても大事だと思って、その気候危機突破プロジェクトの方のゼロカーボン実現県民会議というの

真関環境政策課長	<p>が、実際に県民が声を上げていく、参加していく場だということをお聞きしていますが、この県民会議は、この答申が終われば、いつ頃から実行されるのかというところをお聞きしたいと思いました。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>ゼロカーボン実現県民会議についてでございますが、いわゆる今までのような形でない、本当にゼロカーボンについて取り組もうと思っている皆さんが自由に集まれて、自由な活動ができる場というのをまず念頭に置いて、今のところ骨格的なものについて内部の議論を進めております。</p> <p>その中においては、今、高校生の皆さんや大学生、学生の皆さんの活動が活発になっておりますので、そうした皆さんも、中に入れて、かつ活動ができ、民間ですとか企業の皆さんとも繋がれるような形にしていきたいと思います。目途としますと、できるだけ早い段階でそうしたものをお示しながら動かしていきたいと考えております。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。引き続き打越委員どうぞ。</p>
打越委員	<p>ありがとうございます。前回の発言で「長野県がこの地球温暖化問題、ゼロカーボンに取り組む意義をもっと積極的に」と発言しました。</p> <p>答申案の冒頭のはじめにの文章がとてもいい文章だなと思ひまして、堅苦しく法令を書くのではなくて、世界と繋がりながら、長文をわかりやすく、知性がある柔らかい文章で、これはいい文章だなあというふうに思ったので、各方面でこの言葉遣いで広報していただきたいと感じました。</p> <p>一つだけリクエストなんですけれども、資料1-6の69ページです。</p> <p>「第7部 行動する各主体」、1県民、2事業者、3事業者としての県ということで、だからこそ県民編と、事業者編と、これらの資料が別立てで作ってあると思うんですけれども、せっかく10行ぐらい白い余白の部分がありますので、この1のところ例えば「県民編としてまとめました」とだけ書くのではなく、この県民編の中に、例えばリフォームのこととか、電気の使い方とか、公共交通の乗り方っていうのが書いてあるので、例えば3個ぐらい例示する、事業者のところも3個ぐらい、事業者としての県のところも3個ぐらい例示する形で、単にこれ作ったからこっちは見てねってだけではなく、そっちを見ようかなという呼び水となるような事例をここに載せた方がいいんじゃないかなと感じました。</p>

梅崎会長	<p>私からは以上です。</p> <p>他にご意見等ございますでしょうか。</p> <p>私から一つだけ、先ほど小林委員長からの説明の通り、部局横断型でまとめていただいております。</p> <p>さらに、2030年までの意欲的な目標として60%削減という話がございますが、いわゆるPlan、Do、Check、ActionというPDCAサイクルの中で、今後チェック、アクションをどうしていかれるかということが重要であり、しっかり実行していただければと一言申し上げておきます。</p>
猿田環境部長	<p>今会長からご指摘いただきましたように、2050まで30年という大きなスパンで、今回最初の10年間を切り取らせていただいて、ゼロカーボン戦略案としてまとめさせていただきました。</p> <p>この戦略につきましては、途中5年目に見直しをかけるという前提でスタートしております。その過程においては気候変動の問題については、目標に向けて積み上げで、必ずしも施策を構築できない未知の世界へのチャレンジになりますので、PDCAのサイクルが極めて必要になると思っています。</p> <p>まずは5年目、その先10年目、その都度できちんとしたCheck & Actionを行っていきたいと思いますので、これからもご指導いただければと思います。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではご意見も出尽くしたようですので最後に、小林委員長より一言いただきたいと思います。</p> <p>小林委員長、お願いいたします。</p>
小林委員長	<p>はい、ご発言の機会をいただきましてありがとうございます。</p> <p>大変幅広い観点からのご審議をいただきましてありがとうございました。</p> <p>特に県民を巻き込んで、津々浦々で幅広い活動をしていくということは専門委員会としても大変関心事でございました。</p> <p>どちらかという県は、ガイドラインを県から県民に示すということで大変頑張っていただいておりますが、専門委員からはむしろ県民を巻き込んで、主体的、自律的にやっていただける体制を作ったらいんじゃないかという発言がありましたので申し上げます。</p> <p>それから、農業政策あるいは循環政策あるいは消費、エシカル政策の連携の話がありました。今、国も大変動いておりますが、今、県が先頭切って、範を示していただいていると思います。</p>

梅崎会長	<p>国の新たな政策に取り組んで、いろんな見直しをしていく必要があると思いますので、梅崎会長がおっしゃったとおり、途中での見直し、進化させていくというのが大変重要だと思います。この辺は審議会の先生方に目配りをいただければ大変幸いです。ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。 それでは、この案件の取扱いについてお諮りいたします。</p> <p>委員の皆さまからご意見をいただきました中で、幹事の方で反映できる部分は修正していただき、字句等につきましては会長に一任という事で答申させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
梅崎会長	<p>それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。 ありがとうございました。</p> <p>次に審議事項イ、知事から本審議会に諮問のありました「第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理）の策定について」でございます。</p> <p>本件は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、都道府県知事が「第二種特定鳥獣管理計画」を策定するに当たり、当審議会の意見を聴かれているものでございます。</p> <p>それでは幹事から説明をお願いします。</p>
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>鳥獣対策ジビエ振興室長の清水と申します。</p> <p>資料2 第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理）の策定についてご説明します。</p> <p>計画策定の目的ですが、科学的・計画的な個体管理などの施策の実施により、農林業被害の軽減及び人身被害の防止を図ることを目的として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる「鳥獣保護管理法」に基づき、必要と認めるときに知事が計画を定めることができることとされております。</p> <p>ツキノワグマは日本を代表する大型動物哺乳類で、森林生態系維持に重要な種として位置付けられております。国内においては九州では絶滅、四国、中国地方でも絶滅危惧種に指定され、本県においても八ヶ岳地域個体群については生息数が少ない状況とな</p>

っているなど、個体群の維持（保護）が重要な種となっています。

しかしながら、人身被害や農林業被害も発生しており、個体群の維持と同時に、被害を出さないようにするための個体管理も重要であるため、「ツキノワグマ保護管理」としております。

特にツキノワグマは行動特性の個体差が大きく、ニホンジカのように個体数と被害量が比例する種ではないため、捕獲対策だけでなく、様々な視点からの対策が必要な種となっています。

今回の策定ですが、平成29年度からの第5期計画が本年度をもって終了することから、引き続き、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間の第5期計画を策定して、ツキノワグマの保護管理を実施しようとするものです。

計画の策定、変更にあたっては、鳥獣保護管理法の規定に基づき、県の環境審議会への諮問が必要とされておりますので、今回諮問をさせていただくところです。

策定に向けてのスケジュールですが、本日、諮問をさせていただく案件については、内容が専門的であり、また第5期計画までの経緯を踏まえた検討が必要ですので、例年のとおり、「特定鳥獣保護管理検討委員会」とその下部組織である「ツキノワグマ専門部会」により検討をいただきたいと考えております。

今回の検討経過については、11月を目途に本審議会に中間報告をさせていただきたいと考えております。

対象地域は、県下全域を8つの管理ユニットに区分して管理を実施してきており、第5期計画においても、この区分は妥当と判断されますので、同様の管理区分で実施して参りたいと考えております。

2ページをご覧ください。

図1 ツキノワグマ生息状況ですが、色が塗られた箇所はツキノワグマの生息が確認されている地点で、2015年時点でほぼ全域に生息が確認されている状況となっております。

(3) 推定生息頭数についてですが、昨年調査を行った結果を元に現在解析中であります。

3ページをご覧ください。

図2 目撃数と人身被害件数の推移ですが、平成18年の大量出沒以降のデータを示しています。

ツキノワグマの生活サイクルと出沒は密接な関係になっているため、生態について簡単に説明します。

ツキノワグマは冬の冬眠から覚めたあと、展葉(新芽が出て緑になること)とともに標高を上げながら新芽や液果類を採食します。しかし7月～9月頃、新芽が出ない季節になると山で取れる餌が少なくなるため、昆虫類や農作物を摂取しやすい里山に標高

を下げ生活する傾向があります。そのため、夏場の出没、人身事故が最も多く発生しています。その後、秋の堅果類（ドングリやブナの実）の実りと共に再び山へ生息地を移すことが一般的と言われています。

大量出没となった平成22年、平成26年は秋の堅果類が不作で、長く里に留まったことによるものであると考えられています。4年に一度のスパンで大量出没が起こっていたため、平成30年も大量出没が危惧されましたが、幸いにも大量出没にはなりませんでした。

また、令和元年、令和2年度は比較的出没件数が多い年となりましたが、大量出没年に特徴的な秋以降の異常な出没は見られませんでした。人身被害については平成26年が突出して多く、それ以外の年は3～16件で推移しています。人身被害については後ほど項目がありますので、そちらで説明します

4ページをご覧ください。

図3は平成18年以降の地域振興局別の目撃件数です。松本地域振興局以北のエリアで目撃件数が多い傾向となっています。また、目撃件数が多い地域の方が集落内での目撃数の割合が高く、住民にとって、近くにツキノワグマが生息している状況を感じとりやすい状況であると考えられます。

図4は捕獲頭数の推移です。大量出没年に当たる年は捕獲数が比較的多いものの、年によってバラつきがあり顕著な増加や減少の傾向は見られません。第4期計画では、個体の特性を見極めて捕殺か放獣を行うとしていますが、主に被害発生地の近隣で2度以上捕獲された場合は捕殺、一度目の場合は被害地の状況や捕獲された個体を見て捕殺か放獣かを選択して対応しています。

緑色のグラフで示している錯誤捕獲の数です。シカやイノシシのわなに誤ってツキノワグマが掛かってしまうことを錯誤捕獲と言い、法律上は放獣することとなっています。この錯誤捕獲については集計開始以降増加傾向となっており、ツキノワグマ管理をする上での課題の一つとなっています。

5ページをご覧ください。

図5は地域振興局別の捕獲数と放獣数のグラフです。先ほどの目撃件数と同じく、松本地域振興局以北のエリアが多くなっています。上伊那地域は全地域で唯一学習放獣数が捕獲数を上回っている状況です。

図6は捕獲数の推移を計画期間ごとにまとめたものです。累計の捕獲数が比較的多い地域のうち、北アルプス、北信地域振興局は捕獲数が減少傾向となっています。上伊那地域振興局管内の学習放獣の割合が増加傾向となっています。地域によって捕獲数や放獣数に傾向があり、それぞれの特性を分析し、地域に合った対

策を行う必要があると考えています。

6ページをご覧ください。

図7は農林業被害の状況です。電気柵や緩衝帯整備等の対策を講じた結果、農業被害は年々減少傾向となっています。林業被害については南信州や木曾、北信地域振興局といった林業が盛んな地域で被害が発生しており、下げ止まりの傾向にあります。ツキノワグマの林業被害は主に植林木の皮が剥がされることによる被害です。これはツキノワグマが生息しているエリアでかつ、ある程度生長した人工林であればどこでも発生する可能性があり、テープ巻等の対策は行っていますが、被害が起こり得る森林は膨大な量であり、地道な対策が必要となります。

図8は平成18年以降の人身被害の推移です。クマによる事故での死亡例は平成16年以降3件、昨年獣種未特定ですが1件、計4件でございますが、頭部や上半身を受傷する例が多い傾向が見られます。大量出没年であった平成26年に31件と最多となり、その他の年は3～16件で推移しています。その中には養魚場やゴミ集積場、果樹園で被害会う例もあり、人の食べ物に依存し、定期的に集落近くを利用していたクマによるものと思われる被害も複数件発生しています。また、人身被害にはいたらなかったものの、飲食店から発生する廃油、これは下水のグリストラップですけれども、牛舎の飼料に餌付いた事例も報告されています。

7ページをご覧ください。

図9は地域振興局別の人身事故件数と目撃件数です。目撃数が多い地域で事故が多い傾向はあるものの、必ずしも比例しているとは言えないことがわかります。また、松本以北の地域では、林内発生件数と集落内発生件数がほぼ半々となっており、林内での発生件数が多い南信州や木曾地域振興局の傾向と異なっています。これは、その地域の地形や土地利用、住民の生活スタイルとも関係している可能性があり、それぞれの地域の特性に合った対策を講じる必要があると考えています。

8ページをご覧ください。

第4期計画の概要と評価についてです。

第4期計画では3つの基本目標を定め、その目標を達成する取り組みを行ってきました。

生息地などの環境整備対策としては、緩衝帯の整備や河畔林の伐採を行いました。特に河畔林については以前から野生動物の移動経路になることが指摘されており、森林税を活用した事業で県内各地の112カ所で伐採を実施しました。伐採を行った箇所では非常に見通しが良くなり、移動経路の遮断に繋がっていると考えられます。

9ページをご覧ください。

予防対策としてクマ対策員による安全講習会やクマによる被害場所の調査を行い、原因の究明や課題の解決を図っています。また、クマに遭遇してしまった時の対処法についてまとめた動画を作成し、youtubeで公開しています。

個体管理については毎年捕獲上限数を設定し、地域個体群の安定的な維持に努めています。

以上がツキノワグマに関する近年の状況です。それらを踏まえた上で、第5期計画について次の点について検討しながら策定していきたいと考えています。

10ページをご覧ください。

(1) の生息地などの環境整備については、第4期計画では緩衝帯整備や野生動物の移動経路となり得る河畔林の整備を行ってきました。河畔林整備を行い見通しが良くなった場所では出没の件数が減る等、一定の効果があったと考えられ、環境整備対策については第5期計画でも引き続き注力していきたいと考えています。

(2) の集落における人身被害の防止について、平成18年以降の県内の人身被害のうち約4割は散歩中、農作業中、自宅等、集落内で発生しています。次期計画においては、クマが集落内に誘引される原因について検証する等、人の生活圏での人身被害を最小限に抑える対策の検討、またその対策を全県に普及する方策について検討します。

(3) 個体数調整についてです。捕獲された個体については第4期計画と同様、個体の特性を見極め、人の生活圏への出没が抑制できない個体については捕獲、それ以外の個体については放獣を行う方針とします。個体毎の対応の判断については、個体識別を行ったうえで判断する等、計画に沿った判断を行うことができる仕組みについて検討することとします。

(4) 錯誤捕獲への対応についてです。ツキノワグマ以外の鳥獣を捕獲するための罠に、誤ってツキノワグマが捕獲される錯誤捕獲は県内で多発しています。錯誤捕獲された場合は第4期計画と同様、原則放獣することとします。しかし、錯誤捕獲への対応は、関係者にとって大きな負担になっており、次期計画では錯誤捕獲の発生を抑えるための取組みについて検討を行いたいと考えております。また、麻酔銃資格保持者の人材は非常に少なく、新たな人材の発掘や育成等について検討したいと考えています。

(5) 被害対策の普及啓発についても、第4期計画と同様、各地域振興局に配置された被害対策チーム及びクマ対策員による予防対策の推進を進めます。第4期計画内のツキノワグマ出没件数6976件に対し、クマ対策員の活動は92回であり、あまり多くありません。今後今の人数で全県をカバーするのは難しい状況ですの

<p>梅崎会長</p>	<p>で、被害の発生当初から現場に臨場し、地域の特性に合った対策を実施するため、地域に密着し対策の指導ができる人材の配置等について検討したいと考えています。</p> <p>説明は以上になります。よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。</p> <p>打越委員どうぞ。</p>
<p>打越委員</p>	<p>これまで特定計画に関してはシカとかイノシシとかを扱ってきましたが、それらの動物の場合は数や生息場所が拡大してしまっ て問題になっているので個体数調整がメインの話だったと思います。</p> <p>クマはそんなシンプルに進められる話ではなくて、元々は長野県の豊かな自然環境を象徴する存在ですし、希少種と言われる地域もありますし、他方で、普通にクマが暮らしているだけでも人身事故のリスクがあり、非常に恨まれやすい動物でもあると思いますので、そういった意味で、県としての複雑な政策をいかに県民に伝えていくかが肝だと思います。そうなりますと今日の資料2の10ページのラスト、第5期計画の考え方のところなんですけれども、住民がどのように意識、知識を持って対応していくかということがすごく大切だと思いますので、(1)や(2)、(5)の普及啓発のところをどうしていくのかということ、本当に手厚く検討していただきたいと思います。</p> <p>しかも、この普及啓発のターゲットというのは、地域に住んでいる住民も、どのような産業に従事しているかによって意識が全く違ってくる。さらに観光業が長野県には大きな意味を持っていて、都会からやってくる人たちが、自然環境に憧れてやってくる。ところがゴミの片づけとか、BBQの片づけをきちんとできないために、クマをおびき寄せてしまって事故に遭うということがあると思います。</p> <p>非常に複雑なため丁寧に議論しなければならないのと、普及啓発のターゲットによって、伝えていくべきことが違い、伝える方法も違ってくると思いますので、その辺りをしっかり意識して(5)を手厚く検討していただきたいと思います。以上です。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>次に福江委員、お願いします。</p>
<p>福江委員</p>	<p>今の打越委員からの発言と同様なんですけれども、クマの保護管理計画について、県民にどういうふう伝えていくかという事が非常に重要だと思えます。</p>

課題の一つとして、錯誤捕獲が非常に増えてきております。そのなかで錯誤捕獲されたクマを放獣する現場において、県民に対してどう説明するのか、なかなか地域振興局の担当者の方ですとか、市町村の担当者の方ですとか、きちんと説明できていない、特に錯誤捕獲が起きているような山の中に、わなを掛けている猟友会の方たちがいますけれども、そういう人たちに対してもきちんと説明ができずに、錯誤捕獲が頻発しているようなケースもあります。

なので、県民に対してどういうふうに理解を求めていくか、説明していくかという事とあわせて市町村の担当者に対しても、年度の初めには研修を行っていると思いますが、やはりそれだけでは足りないかなというような感じがします。

ですので、県民、そして市町村の担当者にも知ってもらおう努力が必要と感じます。

また、5ページの図5について説明をしていただきたいのですが、これは捕殺数でしょうか。例えば上田ですと、捕殺数が191で学習放獣数が45と考えてよいでしょうか。

梅崎会長

まず質問に答えていただけますか。

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長

はい。そのとおりです。捕殺数と学習放獣数です。

福江委員

では全体の捕獲数という事ではないという事ですね。北アルプス、長野、北信地域では捕殺数・割合が高い状況にあるという事ですけれども、これは何が原因か、教えていただきたいと思います。

もしこれが人的な要因、例えば錯誤捕獲の対応者が不在であるとか、そういうことが考えられるのでしたら、先ほどの説明の中にもありましたけれども、クマ対策員の確保の重要性というのが際立ってくると思いますので、そこはやはり進めていただきたいと思います。

梅崎会長

清水室長、よろしいですか。

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長

はい。5ページの図6をご覧いただきたいと思いますが、北アルプス地域とか北信地域では、2期、3期、4期と右肩下がりとなっています。

一方で放獣数も減ってきております。これは何を意味するのかと考えたときに、捕獲数が減っているという事は農林業被害が減

	<p>っており、申請が出てこないということだと思っています。</p> <p>にもかかわらず、目撃数は増えてきておりますので、また放獣数も減ってきているのは、やはり住民にとってクマをよく里地で見かける状態になってきた、クマの生息が里グマ化してきているというような、環境変化が関係していると思います。</p> <p>以前のような4年周期の大量出没に左右されるということではなくて、そもそも若いクマが山から出て、里の方に生活の拠点を移している、そういった地域性があるのではないかという可能性を含めて、しっかりとそれを検討して、またそれに応じた普及啓発の仕方について、検討してまいりたいと考えております。</p>
福江委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>もう一点意見として言わせていただきたい。</p> <p>先ほど錯誤捕獲という話を出しましたが、図4を見ると平成26年の大量出没を除きまして、平成25年以降クマの許可捕獲を錯誤捕獲が上回っている状況が生じています。</p> <p>これはやはり問題ではないのかなと思います。10ページ(4)にも錯誤捕獲への対応とありますが、次期計画では錯誤捕獲の発生を抑えるための取組みについて検討を行うとありますが、今はイノシシ用の箱わなとシカ・イノシシ用のくくりわなでの錯誤捕獲があると思いますが、その二つのうちでくくりわなが増えてきていると思うんですね。</p> <p>シカ・イノシシを捕獲する方法について、根本的な解決をしていかないと、クマの錯誤捕獲は減っていかないとしますので、クマの特定計画ではありますけれども、シカ・イノシシの捕獲方法についても併せて考えていただきたいなと考えております。</p>
梅崎会長	<p>それでは、時間の関係もありますので、ご意見等がある場合は、1週間を目途に事務局の方へ提出いただきたいと思います。</p> <p>本件につきましては、さらに専門的に検討していく必要があると思われますので、専門委員会で調査・検討を行っていただき、検討結果を本審議会にご報告いただいた上で、再度審議いただくこととしたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
梅崎会長	<p>それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。</p> <p>次に、審議事項ウの「鳥獣保護区等の指定について」でございます。</p> <p>本件は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法</p>

清水鳥獣対
策・ジビエ
振興室長

律」第29条第4項及び同法第12条第6項において準用する同法第4条第4項の規定により、当審議会の意見を聴かれているものでございます。

それでは幹事から説明をお願いします。

それでは、資料3をお願いいたします。

令和3年度の鳥獣保護区等の指定について説明いたします。

はじめに、資料3の2ページ目をご覧ください。

ページ番号がなく、申し訳ありません。

まず、鳥獣保護区等の種類は一覧のとおりでございます。

このうち、鳥獣保護管理法に基づき環境審議会の意見を聴くこととされているのは、表の上3つ、鳥獣保護区特別保護地区、鳥獣保護区、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の新規指定と当該区域への区分変更です。

「鳥獣保護区特別保護地区」については、鳥獣保護区の区域内の特に重要なエリアに指定するもので、狩猟の制限だけでなく、一定の開発行為も制限されます。

「鳥獣保護区」については、鳥獣の保護を図るため、狩猟による捕獲を禁止するものです。

今回該当します「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」については、特定の狩猟鳥獣の狩猟を禁止して保護繁殖を図るものですが、長野県においては、現在指定の7区域においては、シカ、イノシシ以外の狩猟による捕獲を禁止することにより、鳥獣保護区の機能を維持したまま、シカ、イノシシの狩猟による捕獲を推進するためのものでございます。

1ページにお戻りください。

今回諮問させていただく案件につきましては、一番上の指定計画一覧のとおり、池田町の大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定1件でございます。

3ページをお願いいたします。

指定計画位置図ですが、池田町北東部の大峰高原に位置しており、御覧の青く塗っている箇所になります。

恐縮ですが、1ページにお戻りください。

当該区域につきましては、本年10月31日をもって鳥獣保護区の指定期間が満了となることから鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に切り替えて指定するものです。

面積は245haで、指定期間は、令和3年11月1日から令和8年10月31日までの5年間を予定しております。

2の指定の趣旨ですが、当該地はアカマツやカラマツなどの針葉樹とコナラなどの広葉樹を主体とする林相を呈しており、多様な植物相を有しております。

一方、近年はニホンジカやイノシシの生息数が増加しており、近接農地では、これら野生動物による農作物被害が発生しております。

そのため、ニホンジカとイノシシの狩猟を可能にし、捕獲圧を高めて農林業被害を軽減するとともに、ニホンジカとイノシシを除く狩猟鳥獣は狩猟による捕獲を禁止することで、野生鳥獣の保護、生息環境を維持するためのものです。

4ページをお願いいたします。

池田町周辺のニホンジカ・イノシシの生息密度及び個体数の推移を図で示したのようになりますが、当該大峰狩猟鳥獣捕獲禁止区域はまさに八ヶ岳、美ヶ原といったシカの密度が濃い地域から、中部山岳国立公園、北アルプス方面へ分散していくルート上に位置しております。

また、丸で囲んで数字が書いてございますけれども、糞粒法による密度調査を行った場所になります。いずれも高い値となっている地域でございます。特に大峰の手前の青い破線で丸をしてありますけれども、この一帯の平均的なニホンジカの生息密度は1km²あたり16.3頭というような状況となっております。

資料の下に池田町の個体数の推移を10年に遡って掲載しておりますけれども、個体数についても、増加傾向にございます。

諮問に先立ちまして、池田町役場、JA、猟友会、自治会や観光協会といった利害関係者から意見を聴いておりますが、ニホンジカ・イノシシを除く狩猟鳥獣捕獲禁止区域への区分変更については、反対意見はなく、賛成多数となっております。

最後にもう一度1ページをお願いします。

3のスケジュールでございますが、(2)に示しますとおり、本日諮問させていただいた案件については、このあと鳥獣専門委員会を設置させていただき、現地調査を含め検討いただいた上で、期日に間に合うように答申をいただければと考えております。

説明は以上です。よろしく申し上げます

梅崎会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言をよろしくお願いいたします。

特にご意見がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。

本件につきましては、さらに専門的に検討していく必要があると思われまますので、専門委員会で調査・検討を行っていただき、検討結果を本審議会にご報告いただいた上で、再度審議

<p>梅崎会長</p>	<p>いただくこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、本件につきましては、そのように決定いたします。 ありがとうございました。</p> <p>次に、報告事項アの「光害の防止に係る公害の防止に関する条例の改正について」でございます。</p> <p>公害の防止に関する条例について、条例改正の検討が行われていますが、本日はその状況について報告していただきます。</p> <p>それでは、幹事から説明をお願いいたします。</p>
<p>仙波水大気 環境課長</p>	<p>「資料4 光害の防止に係る公害の防止に関する条例の改正について」をご覧ください。</p> <p>光害の防止につきましては、県ではこれまで、環境省が策定した「光害対策ガイドライン」を市町村、建築士会等の関係団体に周知を図るなど、取組を進めてまいりました。</p> <p>しかし、ガイドラインは法的拘束力がないため、サーチライト等の問題を契機に光害へのより実効性のある対策が求められており、「1 改正の目的」に記載のとおり、人や動植物への悪影響の防止や、長野県の美しい星空を守ることを目的に、公害の防止に関する条例を改正することといたしました。</p> <p>現在、検討を進めている改正内容の案について、「2 改正の内容」をご覧ください。</p> <p>(1) 条例名の変更ですが、「公害」は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭のいわゆる典型7公害を指すため、光害を対象とするために、より広い概念である「生活環境の保全」に、よりよい環境を目指すという意味から「良好な」を付けまして、「良好な生活環境の保全に関する条例」にしたいと考えております。</p> <p>次に(2)光害の防止について、まず、「ア 光害の定義」については、「照明器具から照射される光の量又は方向により、不快感、信号等の重要情報の認知力の低下等、人の活動及び動植物に悪影響が生ずること。」とし、生活環境への影響という観点から定義をしております。</p> <p>次に「イ 規定する内容」の(ア)については、光害の防止のため、屋外で照明器具を設置または使用するときに、照射される光の量を必要最低限にすること、照射の対象の範囲の外に漏れる光の量をできるだけ少なくすること、照明が不要な時間には消灯等すること、に配慮するよう求めるものでございます。</p>

これらは光害防止だけでなく、省エネルギーの観点からも有効であり、広く一般に対する努力規定として置くことを考えております。

(イ) サーチライト等の使用の禁止については、サーチライト、レーザー、投光器を自身の所有又は占有する物以外に照射することを原則禁止とした上で、サーチライト等の使用に対する停止勧告と命令、さらには命令に従わない場合の過料を規定する予定でございます。

また、この規定につきましては、犯罪捜査、災害対応、イベントにおける一時的な使用などは適用除外とする必要があると考えております。

次に、(3)ですけれども、長野県の貴重な財産であります美しい星空を守るため、生活環境の保全の観点からさらに踏み込みまして、星空に関する配慮等を規定するものでございます。

ア 夜空の明るさへの配慮については、屋外照明から漏れる光のうち、夜空の明るさに直接影響を与えます水平方向より上方に漏れる光を防止することに特に配慮するよう求めることを考えております。

イは、県が良好な星空環境を保全する必要性について理解を深める措置を講ずることを規定するものです。

(4) 施行期日につきましては、公布の日から施行することとし、サーチライト等の使用の禁止の規定については、周知期間を設ける必要があるため、公布日から6月後とすることを予定しております。

今後のスケジュールについては、3に記載のとおりであり、パブリックコメントなど行いました後、県議会の9月定例会に上程することを考えております。

資料の裏面には、参考といたしまして、今年3月に改訂されました環境省の「光害対策ガイドライン」から、光害による人や動植物への影響について抜粋して載せております。

一番下には屋外照明の光に係るイメージ図がございます。本来の照明の対象となる照明領域、この図の場合は道路になりますが、その範囲外に漏れている光を「漏れ光」、このうち水平方向より上方に漏れる光が「上方光束」であり、その増加により夜空が明るくなり、星が見えにくくなることを説明している図となります。

説明は以上でございます。

梅崎会長

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

小林委員	<p>意見ですが、条例の具体的な内容はこれではわからないが、過料ということで刑罰ではないが行政罰がかかるということで、ある程度発動の基準を明確にしておいた方がいいと思います。例えば除外事由、照射の角度、対象、態様等。</p> <p>鳥取県の条例では審議会にかけて意見をもらってから適用するという形もありますので、そのようにしていただいて恣意的な適用を防止していただきたい。逆に発動の基準を設けておかないと担当の方がなかなか適用しにくいのではないかとと思われるので、ご検討いただきたい。</p>
仙波水大気 環境課長	<p>今の点につきましては、鳥取県の条例のお話でしたが、鳥取県が光害の関係で単独条例を制定している他、8県でこのように他の条例の中で規制している経過がございます。</p> <p>そういった他県の状況も十分調べるとともに、適用除外等につきましては規則の方で明確に規定して、運用等に紛れのないように努めてまいりたいと思います。</p>
梅崎会長	<p>他に質問等ございますでしょうか。</p> <p>以上、幹事からの報告ということでご承知願います。</p> <p>次に報告事項イの「温泉審査部会について」でございます。</p> <p>温泉審査部会は、「長野県環境基本条例」第31条の規定により、当審議会に設置されており、本日は、昨年度の温泉審査部会の審議状況について報告していただきます。</p> <p>それでは、幹事から説明をお願いします。</p>
若林薬事管 理課企画幹	<p>令和2年度の「温泉審査部会の審査状況」について、ご報告申し上げます。</p> <p>資料5をご覧ください。</p> <p>「温泉審査部会」は温泉法及び長野県環境基本条例に基づき設置され、温泉法による土地掘削、動力装置などについて、知事からの諮問に基づき、調査・審議を行っています。</p> <p>条例により「温泉審査部会の決議をもって環境審議会の決議とすることができる」とされていることから、前年度の部会の決議状況を審議会に報告するものです。</p> <p>委員は2に記載のとおりです。信州大学工学部の中屋教授に部会長を務めていただいているほか、弁護士、水質、地質、地熱発電などの専門家に加えて、温泉利用施設の管理者など9名で構成されています。</p> <p>令和2年9月1日に、温泉成分に関する専門家を委員に加えま</p>

	<p>した。</p> <p>3に記載のとおり2年度は9月16日、2月4日の2回開催をいたしました。</p> <p>裏面をご覧ください。</p> <p>4の「審査及び行政処分の件数」ですが、「温泉法第3条による土地掘削許可」については、新規の申請が3件あり、うち2件が許可答申となっております。残りの1件につきましては、申請者が提出した資料が不十分であったことから継続審議となっております。許可答申があった2件は、地熱開発のための構造(こうぞう)試錐(しすい)井(せい)の掘削でした。</p> <p>次に「温泉法第11条による増掘、又は動力の許可」ですが、動力装置について1件の申請がありました。動力装置につきましては、温泉をくみ上げるために水中ポンプなどの動力装置を設置する場合に必要とされるところでございまして、許可答申としたところでございます。</p> <p>以上説明した事項以外には審査案件等はございませんでした。以上、ご報告申し上げます。</p>
梅崎会長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。</p> <p>(質疑なし)</p>
梅崎会長	<p>以上、幹事からの報告ということでご承知願います。</p> <p>以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。全体を通じて、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
梅崎会長	<p>よろしければ、以上をもちまして、本日の議事を終了し議長の務めを終わらせていただきます。</p>
司会	<p>梅崎会長様、委員の皆様ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の審議会を閉会させていただきます。</p> <p>なお、次回の審議会は9月を予定しております。日程等につきましては、改めて調整させていただきます。</p> <p>本日は大変お疲れ様でございました。</p>